

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）軸潤滑用他給水電磁弁開閉試験において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	原子炉再循環系ポンプ用モータ（A・B）クーラドレン電磁弁操作スイッチ箱電線管のアース線に外れが認められたため、当該アース線を取付	D	
3	1号機	計装配管トレイ（タービン建屋地階復水移送ポンプ（A）上部）に一部破損が認められたため、当該トレイを修理	D	
4	1号機	復水補給水系配管（タービン建屋地階復水脱塩装置（No. 4）樹脂ストレナ上部）サポートの止め金具に外れ（1箇所）が認められたため、当該止め金具を取付	D	
5	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）反カップリング側軸受潤滑油配管フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	復水器ホットウェル（B・C）出口導電率計点検において、出力値精度外れが認められたため、当該導電率計を修理	D	
7	5号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 1～3）及び主タービン蒸気加減弁（No. 4）点検において、弁・弁座に当り不良が認められたため、当該部を修理	D	
8	5号機	主タービン複合中間弁（No. 1～5）点検において、弁蓋ボルト・ナットに損傷（ボルト3本、ナット11個）が認められたため、当該部を交換	D	
9	5号機	主タービン蒸気加減弁（No. 1～3）点検において、弁棒締付トルク値が管理値下限に近づいたため、当該部を修理	対象外	
10	5号機	循環水ポンプ（A・B）点検において、シャフトスリーブ（下側）に摩耗が認められたため、当該スリーブを交換	D	
11	6号機	原子炉局部出力領域モニタ（16-17A）に指示不良（指示値0%）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
12	その他	海生物処理設備汚泥貯留ホッパ（B）レベル計に指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで